

# 大和市暴力団排除条例逐条解説

## 目 次

第1条	目的
第2条	定義
第3条	基本理念
第4条	市の責務
第5条	市民の役割
第6条	職員等への不当な要求に対する措置
第7条	市の契約事務における暴力団排除
第8条	給付金の交付における暴力団排除
第9条	公の施設における暴力団排除
第10条	市民に対する支援
第11条	広報及び啓発
第12条	委任
	附則

### (目的)

第1条 この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、並びに市の責務及び市民の役割を明らかにするとともに、暴力団排除を推進するために必要な事項を定めることにより、暴力団排除に関する施策の総合的な推進を図り、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

### 【趣旨】

- ・本条は、本条例の制定目的を明らかにし、条例運営の原則的な考え方を規定したものです。

### 【解説】

- ・暴力団が、市民生活や社会経済活動の場に深く介入し、活動資金を獲得するために暴力やこれを背景とした資金獲得活動によって、市民生活に多大な脅威を与えていることから、市民の生活の場から暴力団の影響を排除し、市民の安全で安心な生活を確保することを条例の目的として、明確に示したものです。
- ・「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関の全てをいいます。
- ・「市民」とは、市内に住居する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営む者等をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (2)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4)暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (5)暴力団経営支配法人等 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者をいう。

#### 【趣旨】

- ・本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

#### 【解説】

- ・第1号の「暴力団排除」とは、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（以下「法」という。）第32条第1項に規定する「暴力排除活動」（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）と類似の意義です。
- ・第2号の「暴力団」及び第3号の「暴力団員」とは、法第2条に第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」と「暴力団の構成員」をいいます。
- ・第4号の「暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」も必要に応じて本条例の規制の対象としています。
- ・第5号の「暴力団経営支配法人等」については、暴力団員等が実質的に経営に参画している法人等についても必要に応じて規制の対象としたものです。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が事業活動又は市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるという認識の下に、暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと及び暴力団を利用しないことを旨として、市、県、他の市町村、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

**【趣旨】**

- ・本条は、市から暴力団排除を推進する上での基本理念について規定したものです。基本理念については、「暴力団を恐れない、暴力団に金を出さない、暴力団を利用しない」という暴力追放3ない運動の精神を継承し、かつ社会全体での排除の構図を理念として定めたものです。

**【解説】**

- ・暴力団排除は、これまでの「警察対暴力団」という構図から「社会対暴力団」という構図への転換を進め、社会全体で暴力団を孤立させる体制を一層整備することが極めて重要であることから、住民や地方公共団体、事業者団体、暴力団排除関係団体との連携を強化し、社会が一丸となった取組の充実と徹底を図り、暴力団の孤立化を推進することを基本理念として規定したものです。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、他の公共団体その他暴力団排除を目的とする団体と連携を図るものとする。

3 市は、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、前項に規定する団体に対し、当該情報を提供するものとする。

**【趣旨】**

- ・本条は、市が暴力団排除のために果たすべき役割を明らかにするため、その責務を規定したものです。

**【解説】**

- ・市が行う責務として、基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策の策定とその実施をするものです。
- ・第2項では、他の公共団体その他暴力団排除を目的とする団体と連携を図り、社会一丸となって、暴力団排除に向けた施策の実施をするものです。
- ・暴力団排除を目的とする団体とは、暴力追放推進センター（法第32条第1項の規定により公安委員会から指定を受けた者をいう。）を指し、本県では、主に（財）神奈川

県暴力追放推進センターとの連携を図っていくこととなります。

- ・第3項では、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときの当該提供については、第2項の団体に提供することを規定したものです。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、暴力団排除に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力し、暴力団排除に資する情報を知ったときは、市、警察その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

**【趣旨】**

- ・本条は、暴力団排除に関する市民の役割の重要性にかんがみ、その役割について規定したものです。

**【解説】**

- ・暴力団排除を実現するためには、警察の取り締まりを含む行政機関の努力でだけでは不十分であり、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことを規定したものです。

(職員等への不当な要求に対する措置)

第6条 市は、職員が暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。第9条第2項において同じ。）が、公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。第9条において同じ。）の管理の業務において暴力団員等による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

- ・本条は、市民と一体となって社会全体で暴力団排除を推進するためには、行政自らが法令を遵守し、その公務の適正さを保つ必要があることから、暴力団員等の不当要求行為に対して、組織的に対応することなどの措置について規定したものです。

**【解説】**

- ・第1項では、職員が暴力団員等に不当な要求に適切に対応するために必要な指針を策定し、体制の整備やその他必要な措置を講ずることを規定したものです。
- ・第2項では、指定管理者による指定管理業務については、公の施設を運営する点においてその公共性は極めて高く、また施設運営という業務の性格上、暴力団員等からの不当な要求を受けることも十分に考えられることから、行政と同様の措置を講ずるよう規定したものです。

(市の契約事務における暴力団排除)

第7条 市は、公共工事の発注その他契約に関する事務の執行により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。）の市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

- ・本条は、市が実施する公共工事の発注など、契約に関する事務の執行が暴力団の活動を助長し、運営に資することとならないよう、市が実施する入札への参加制限など必要な措置を講ずることを規定したものです。

**【解説】**

- ・市が実施する公共工事の発注のほか契約に関する事務の執行により、暴力団の活動を助長したり、暴力団の運営に資することとならないよう、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者も含め、市が実施する入札への参加の制限その他の必要な措置を講ずるものと規定したものです。

(給付金の交付における暴力団排除)

第8条 市は、補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施により暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

**【趣旨】**

- ・本条は、補助金等の給付行政においても、税金が暴力団の資金源とならないよう必要な措置を講ずるものとしたものです。

**【解説】**

- ・市では、公共工事発注に係る契約のほか、補助金、利子補給金その他の反対給付を受けない給付金を交付する事業の実施によって、暴力団活動を助長したり、暴力団の運営に資することのないよう必要な措置を講ずるものとします。

(公の施設における暴力団排除)

第9条 市は、暴力団又は暴力団経営支配法人等にその設置する公の施設の管理を行わせてはならない。

2 市長、行政委員会の長及び指定管理者は、市が設置する公の施設の利用が暴力団の利

益になると認められるときは、当該公の施設の利用の承認について定める他の条例（集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるときは、利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる旨の定めのあるものを除く。）の規定にかかわらず、当該他の条例の規定に基づく利用の承認をせず、又は利用の承認を取り消すことができる。

**【趣旨】**

- ・ 本条は、公の施設の管理から暴力団の介入を排除するとともに、公共施設において暴力団による各種興業等が開催されることを阻止し、各種公共施設を暴力団の利益となる活動に利用させないための必要な措置を規定するものです。

**【解説】**

- ・ 第1項については、指定管理者制度に基づく施設の管理業務を、暴力団、暴力団経営支配法人等に行わせることのないよう規定したものです。
- ・ 第2項については、公共施設が暴力団の活動に利用され、暴力団に利益がもたらされることのないよう、必要な措置を講ずる規定をしたものです。

（市民に対する支援）

第10条 市は、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

**【趣旨】**

- ・ 本条は、市民に対する支援として、暴力団排除に積極的な活動ができるよう、市が情報の提供等を行う規定をしたものです。

**【解説】**

- ・ 本条は、市が市民に対して、暴力団排除に積極的な活動ができるよう、相互の連携協力を図りながら、暴力団排除に資する情報の提供その他の必要な支援を行う規定をしたものです。

（広報及び啓発）

第11条 市は、市民の暴力団排除に関する理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

**【趣旨】**

- ・ 本条は、市民が暴力団排除の重要性について理解を深めてもらうためには、市が広報啓発を行うべきとを規定したものです

**【解説】**

- ・市民が暴力団排除活動に対する関心を高め、暴力団員等からの不当な介入による被害等を防止するため、市が広報やホームページを活用し、情報の提供等必要な支援を行う規定をしたものです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

**【趣旨】**

- ・本条は、この条例の施行に関して必要な事項の委任に関する規定です。

**【解説】**

- ・この条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合は市長が別に定める規定です。

附 則

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。

**【趣旨】**

- ・本条例の施行日について、規定したものです。

**【解説】**

- ・施行日を平成23年10月1日からとするものです。